

5 循 環 第 6 号  
令和 5 年 4 月 7 日

一般社団法人愛知県産業資源循環協会会長殿

愛 知 県 環 境 局 長  
( 公 印 省 略 )

産業廃棄物管理票交付等状況報告について（通知）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第12条の3第7項の規定に基づき、産業廃棄物管理票（マニフェスト）の交付者は毎年6月30日までに前年度における交付等の状況報告を県知事（名古屋市、豊橋市、岡崎市、一宮市及び豊田市においては市長）に別紙様式により提出することが義務付けられています。

ついては、この内容を貴団体の会員へ周知してください。

なお、当該報告は、多数の事業者の方々から一時期に集中して提出されることから、本県では報告書の受付、集計等を業者委託しておりますので、書類で提出される場合は、裏面のとおりに委託業者へ直接郵送等してください。

担 当 資源循環推進課  
廃棄物監視指導室  
指導グループ  
電 話 052-954-6237 (ダイヤルイン)  
F A X 052-953-7776

## 産業廃棄物管理票交付等状況報告書について

「産業廃棄物管理票交付等状況報告書」（令和4年度分の交付実績）について、愛知県提出分（名古屋市、豊橋市、岡崎市、一宮市及び豊田市は除く。）を、令和5年6月30日までに以下の提出先へ提出してください。ただし、名古屋市、豊橋市、岡崎市、一宮市及び豊田市提出分は、各市廃棄物対策担当課にお問い合わせください。

### 【報告対象者】

産業廃棄物の収集運搬又は処分を委託する際に産業廃棄物管理票（マニフェスト）を交付した排出事業者及び中間処理後の産業廃棄物を処分するために二次マニフェストを交付した産業廃棄物中間処理業者が対象となります。

### 【報告書の作成方法】

報告書の様式、報告書に関するQ&A等については、下記アドレスよりダウンロードしてください。平成29年度から様式が変更になっています（コード表の廃止）。必ずご確認ください。

<[https://www.pref.aichi.jp/kankyo/sigen-ka/jigyo/todokede/shinsei/data\\_shidou/manife/index.html](https://www.pref.aichi.jp/kankyo/sigen-ka/jigyo/todokede/shinsei/data_shidou/manife/index.html)>

### 【コールセンターの設置】

報告方法などのお問い合わせ先として、業者委託によりコールセンターを設置しましたので、ご利用ください。

コールセンターの電話番号：0120-958-622（フリーダイヤル、委託業者：(株)森高商会）  
（4月から7月の午前9時30分から午後5時まで。ただし、土・日曜、祝日を除く。）

### 【書類で提出の場合】

原則として、下記の委託業者あて、報告書を1部郵送してください。

〒460-0003

名古屋市中区錦2-5-5 八木兵伝馬町ビル3F 株式会社森高商会 産業廃棄物係

注）県庁及び最寄りの県民事務所等へ持参される場合は、委託業者へ転送させていただきます。

## 電子媒体での提出にご協力ください。

### 【電子媒体で提出の場合】

- 愛知県ホームページのオンラインシステム欄の「電子申請・届出システム」を利用し、作成した「産業廃棄物管理票交付等状況報告書」のExcelファイルを添付して提出してください。
- 電子申請・届出システムでの報告先は、当該事業場を管轄する県民事務所等の廃棄物担当課となります。

ただし、建設業で支店等の所在地が県外又は県内政令市（名古屋市、豊橋市、岡崎市、一宮市及び豊田市）内であり、廃棄物発生場所が県管轄地域の方は、環境局資源循環推進課廃棄物監視指導室となります。

<電子申請・届出システム： <https://www.shinsei.e-aichi.jp/pref-aichi-u/>>

### ※ 電子マニフェストのみを利用している場合は、報告の必要はありません。

ただし、年度の途中で電子マニフェストに切り替えた場合は、切り替え前の分については、上記により報告書を提出してください。